

伊万里市福祉緊急通報システム事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし等の理由により緊急時の救急通報等を行う者が家庭内にいない高齢者及び身体障害者（以下「ひとり暮らし高齢者等」という。）の不安を解消するとともに、生活の安全を確保するために実施する福祉緊急通報システム事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、伊万里市とする。

2 市長は、本事業の一部を緊急通報システムの受信センター機能を有する法人（以下「センター」という。）に委託して行うものとする。

(内容)

第3条 福祉緊急通報システム（以下「システム」という。）とは、ひとり暮らし高齢者等が家庭内で急病などの緊急事態に陥ったとき、無線発信機等（以下「機器」という。）を用いてセンターに通報することにより、速やかに対象者の救助を行うシステムをいう。

(対象者)

第4条 システムの利用対象者は、市内に居住し、前年分の所得税が非課税であるひとり暮らし高齢者等であって、次の要件のいずれかを満たすものとし、その選定は市長が行う。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしの者であって、身体上慢性疾患があるなど日常生活を営む上で、常時注意を要するもの
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている満18歳以上のひとり暮らしの者で、障害の程度が1級又は2級の外出困難なもの
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(申請)

第5条 システムを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉緊急通報システム利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（決定、契約の締結等）

第6条 市長は、申請書を受理したときは、生活状況等を調査の上、その適否を審査決定し、福祉緊急通報システム利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用の決定をしたときは、市、当該決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）及びセンターとの間において、システム利用に関する契約を締結するものとする。

3 市長は、前項の契約を締結したときは、センターに対して、福祉緊急通報システム業務連絡通知書（様式第3号）により本事業の実施に必要な事項を通知するものとする。

4 センターは、前項の通知書を受理したときは、第2項の規定により締結した契約に基づき、機器を設置し、本事業を実施するものとする。

（機器の管理）

第7条 利用者は、善良な管理者の注意をもって機器を使用しなければならない。

2 利用者は、機器の原状を変更し、機器を転貸し、又は本事業の目的以外に機器を使用してはならない。

（委託料）

第8条 市長は、センターに委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料は、市とセンターとの間において締結する委託契約書で定めるものとする。

（異動の届出）

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、福祉緊急通報システム変更・辞退届出書（様式第4号）に変更又は辞退理由を明記の上、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 申請書に記載した内容に変更が生じたとき。
- (2) システムの利用を辞退するとき。
- (3) 第4条の要件に該当しなくなったとき。

(契約の解除)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは第6条第2項の契約を解除するものとする。

- (1) システムの利用を辞退したとき。
- (2) 第4条の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 不正の行為によりシステムの利用を開始したとき。
- (4) 第6条第2項の規定により締結した契約の内容に違反したとき。
- (5) 老人ホームその他の施設に入所したとき。
- (6) 利用料を支払わないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、システムを利用する必要がないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、速やかに利用者及びセンターに福祉緊急通報システム事業廃止通知書（様式第5号）により通知し、センターは、その解除に伴う機器の撤去等必要な処置を行うものとする。

(費用負担)

第11条 利用者は、その年金収入とその他の所得の合計により、別表に定める利用料をセンターに納入するものとする。

2 市長は、利用料の額を決定し、又は変更したときは、福祉緊急通報システム利用料決定（変更）通知書（様式第6号）により利用者及びセンターに通知するものとする。

3 市長は、利用料の額の適否について、年1回調査するものとする。ただし、必要と認めたときは、随時にこれを行うことができる。

(台帳)

第12条 市長は、本事業の実施の状況を明らかにするため、福祉緊急通報システ

ム利用者台帳（様式第7号）を備えるものとする。

（関係機関との協力体制）

第13条 市長は、本事業の実施に当たり、民生委員、医療機関等と密接に連携を保ち、その協力を得て円滑な推進を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第11条関係）

年金収入とその他の所得の合計	利用料金（月額）
120万円未満の者	300円
120万円以上の者	900円